

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年3月まで

昭和46年3月に結婚（入籍は同年5月）し、その年の11月ころ、役場支所で、夫婦そろって国民年金の加入手続を行った。その時、役場担当者に過去3年分の保険料を支払うように言われ、12月ころに、一人1万円くらい、夫婦二人分の保険料を支所窓口で一括して支払った。夫は20歳前の方も払った。その後は、毎月、支所で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年7月31日にA町（旧B町）で払い出されており、この時点で、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能であった。

また、当該期間直後の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は過年度納付されたと推認され、当該期間の保険料を併せて納付した場合の国民年金保険料額は11,700円であることから、加入手続後に「一人1万円くらい支払った」との主張と一致する。

一方、申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であるとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年3月まで

昭和46年3月に結婚（入籍は同年5月）し、その年の11月ころ、役場支所で、夫婦そろって国民年金の加入手続を行った。その時、役場担当者に過去3年分の保険料を支払うように言われ、12月ころに、一人1万円くらい、夫婦二人分の保険料を支所窓口で一括して支払った。自分は20歳前の分も払った。その後は、毎月、支所で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年7月31日にA町（旧B町）で払い出されており、この時点で、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能であった。

また、当該期間直後の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は過年度納付されたと推認され、当該期間の保険料を併せて納付した場合の国民年金保険料額は11,700円であることから、加入手続後に「一人1万円くらい支払った」との主張と一致する。

一方、申立期間のうち、昭和44年12月から46年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であるとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

当時実家が呉服屋だったため、兄夫婦と共に手伝いをしており、厚生年金に加入していなかったため国民年金に加入し、保険料を毎月役場の集金人に兄と兄嫁の分と併せて支払っていた記憶がある。

また、年金手帳に領収印は押印されていないが、切り取ったページに割り印のようなものが押されているので納めているのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人と同居していた妹は国民年金保険料を納付しており、保険料を納付していたとする父親が、妹の保険料だけ納付し、姉である申立人の保険料を納付していないということは不自然である。

また、申立期間②に近接する昭和 37 年度において記録が訂正されており、当該記録訂正期間においても、父親が保険料を納付したとしており、申立期間②と同様の納付状況であったと考えられる。

一方、申立期間①については、当該記録訂正期間に近接はしているものの、同居していた家族全員が未納となっていることから、申立人の保険料だけ納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月及び同年3月

昭和39年度分(1年分)の国民年金保険料を昭和40年4月22日に私の父親が納付した。その時に前年度の未納分である昭和39年2月分と3月分も併せて納付し、国民年金手帳に納付した印が押されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の昭和39年2月及び同年3月の検認記録欄には、「40.4.22 納」と手書きによる記載があり、役場職員の私印が押印されており、当該職員が当時在職していたことも確認できる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の2か月分のみ保険料が未納であることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
A 家に嫁いでからは、義父が夫、自分、夫の妹の保険料を納付していたはずである。
町役場の職員か不明だが、自宅に集金に来ていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、義父も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間については、一緒に納付していたとする申立人の夫についても未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

結婚前は国民年金に加入していなかった。昭和44年12月に結婚後、理容業なので夫と二人で店にいたとき、婦人部の方が来て「奥さんの年金払ってませんよ。」と言われ、請求された全額を支払った。その当時から平成14年3月まで集金をお願いしていた。平成19年6月に年金の通知がきて未納とされている期間があることが分かったが、20歳から全期間支払っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月14日に払い出されていることから、その時点で、申立期間は過年度保険料として納付することは可能ではあるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を婦人部の集金で納付したと述べており、申立人が居住する地区で婦人部の集金が行われていたことは確認できるものの、婦人部の集金人は、過年度保険料の納付勧奨は行っていなかったことが確認できる。

また、申立期間当時に婦人部の集金で国民年金保険料を納付していた知人から聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける証言は得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月4日から同年8月10日まで
② 昭和40年5月22日から同年12月16日まで
③ 昭和41年8月23日から同年8月27日まで
④ 昭和41年8月27日から同年9月15日まで
⑤ 昭和41年9月15日から同年12月23日まで
⑥ 昭和42年5月9日から同年8月28日まで
⑦ 昭和42年8月30日から同年9月21日まで
⑧ 昭和43年11月13日から同年12月7日まで
⑨ 昭和44年9月20日から同年10月22日まで
⑩ 昭和50年6月20日から同年8月5日まで
⑪ 昭和51年4月7日から同年5月27日まで
⑫ 昭和54年4月11日から同年4月24日まで

申立期間について、社会保険事務所から船員保険に加入していた事実が確認できない旨の回答を受けたが、船員手帳には①A(B市個人船主)、②C(D市個人船主)、③⑤E(D市個人船主)、④F(D市個人船主)、⑥G(D市個人船主)、⑦H(D市個人船主)、⑧I(D市個人船主)、⑨J(株)(K市法人船主)、⑩L(M市法人船主)、⑪N(O県個人船主)、⑫P(Q市個人船主)の船舶に乗船していたことが記載されているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において、①から⑫の船舶所有者の船舶に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立人が船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、①と傭船契約していた事実上の雇主であるR漁業部及び②の船舶所有者は船員保険の適用船舶所有者とはなっておらず、その他の船舶所有

者に照会した結果でも、③④⑤⑥⑦⑧⑪は所在不明、⑨は回答が無い上、⑩は関係書類の保存年限経過のため、⑫は船主死亡によりそれぞれ関係資料が無いことから、船員保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

さらに、①から⑫までの管轄社会保険事務所に保管されている船舶所有者別船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の船員保険の資格の得喪に係る記録は確認できず、②③④⑤の申立期間には、申立人は国民年金に加入し、全期間国民年金保険料の納付記録がある。

加えて、申立人が供述した①の同僚については既に死亡のため確認できず、②から⑫の乗船中の同僚の氏名は覚えていないことから、同僚への照会及び同僚の船員保険への加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から平成元年 6 月まで
株式会社Aに、昭和 61 年 11 月から平成元年 6 月まで勤務していた。
仕事を探していたときの第一条件は、社会保険と雇用保険に加入できることだった。

今回、自分の記録を見て驚いた、厚生年金保険の記録が無く、国民年金に3年以上全額免除で加入していることになっている。

私の厚生年金保険はどこに行ったのか、調査の方よろしくお願いします。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認することができる。

しかし、事業主は、申立人は臨時雇用で厚生年金保険の資格取得届の届出は行っていないと回答している。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は昭和 61 年 9 月 30 日付けで全喪届が提出されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録において、申立期間について申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立期間は国民年金の全額免除期間（昭和 61 年 4 月 1 日～平成元年 10 月 1 日）であるとともに、姉により扶養されている期間（昭和 61 年 5 月 21 日～62 年 9 月 21 日）であることも確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申請期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 25 日から 41 年 4 月 1 日まで
(株) A に、昭和 36 年 7 月 1 日から申立期間を含めて昭和 52 年 3 月末まで勤務し、給料を支給されており厚生年金保険料を差し引かれていた。社会保険料は納入していたと思うので記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同族会社である(株) A 及び関連会社の B 商店に、役員待遇として昭和 36 年 7 月 1 日から、52 年 3 月末まで勤務していたとしているが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立事業所の商業登記簿上に役員としての記載が無く、当該事業所の事業主からも当時の状況についての供述が無く申立てに係る事実を確認できない上、同族会社の兄弟役員からも明確な供述は得られなかった。

さらに、当時の経理関係の同僚は既に死亡しており、他の同僚も氏名等は不明のため供述が得られず、確認できない。

加えて、C 社会保険事務所で管理している健康保険厚生年金事業所別被保険者記号番号順索引簿の申立期間①及び②について調査したが、申立人の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、雇用保険被保険者としての加入記録も確認できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。